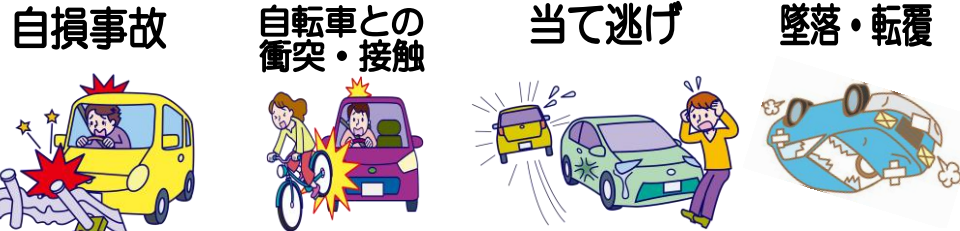


# JAの自動車共済のご紹介



## 車両保障

### 全損害担保



### 車両損害限定担保



- ※1 相手自動車ならびにその運転者または所有者の氏名もしくは名称および住所の確認が必要となります。
- ※2 車上荒らし目的による車の損害も含まれます。なお、二輪自動車および原動機付自転車については盗難は保障されません。

## 車両超過修理費用保障特約

ご契約のお車の修理費が共済価額以上となった場合に、その超過分について1回の事故につき50万円を限度にお支払いします。  
(原則として6か月以内にご契約のお車を修理する場合に限りです。)

## 車両新価保障特約

ご契約のお車が大破(修理不能等)してしまったとき、同程度の新車に乗り換えたい方にお勧めです。

(原則としてご加入は、新車購入後5年未満にご契約いただく場合に限りです。)

※盗難による損害は除きます。

※車両新価保障特約における全損とは、車両条項における全損またはご契約のお車の修理費が新車価格相当額の50%以上となった場合をいいます。

特約の付加には所定の条件があります。共済金のお支払いには所定の要件があります。

## 人身傷害保障・傷害定額給付保障※1

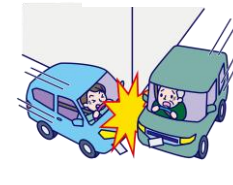
自損事故によるケガの保障  
(人)(傷)



歩行中の自動車事故によるケガの保障  
(人)(傷) ※2



ご自身のケガについてご自身の過失分も保障  
(人)(傷)



自動車事故で傷害を被り、医師の治療等を受けられたとき

(人)入院費・治療費・通院費といった費用の実損害額を保障します。 ※4

(傷)治療日数が4日以内の場合1万円  
治療日数が5日以上の場合10万円(標準型)

入院費・治療費以外に休業損害、精神的損害も保障対象に  
(人) ※3

- ※1 人身傷害保障の内容を(人)、傷害定額給付保障の内容を(傷)と表示しています。
- ※2 原則として、被共済者限定特約を付加していない場合に限りです。
- ※3 総損害額は、共済約款において定めた基準により算定した額とします。
- ※4 1回の事故で被共済者1名について、共済金額が限度となります。

搭乗者全員保障  
(人)(傷)



ひき逃げ、無保障車との事故  
(人)(傷)



示談を待たず、先行して共済金の支払い  
(人)(傷)



## レッカー・ロード費用保障

レッカー費用



レッカー・ロード費用合算15万円が限度

ロード費用



宿泊費用



被共済者1名につき1万円が限度

帰宅等費用



被共済者1名につき1万円が限度

陸送等費用



15万円が限度

※陸送等費用、宿泊費用、帰宅等費用は修理工場等まで被共済自動車運搬された場合に限りです。

## 車両諸費用保障特約

代車費用



車に積んでいた物品の損害  
上限200万円



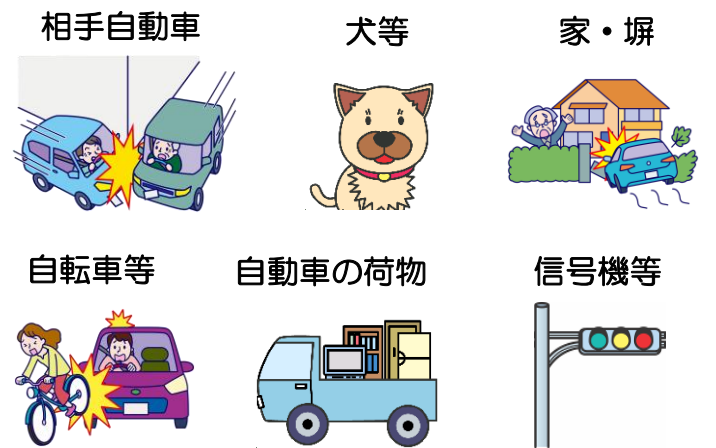
## 対人賠償(無制限)

他人をケガ・死亡させた場合の賠償



## 対物賠償(無制限)

他人の物を壊した場合の賠償



## 対物超過修理費用保障

対物事故によって生じた相手自動車の修理費が時価額を超えた分について過失割合に応じて相手自動車1台につき50万円を限度に保障します。

※相手自動車を6か月以内に修理する場合に限りです。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

お問い合わせ

## 弁護士費用保障特約



「もらい事故」等の自動車事故で相手方との損害賠償請求の交渉を弁護士に委任する際に必要となる弁護士費用等を保障します。

※弁護士費用等について300万円、法律相談費用について10万円を限度にお支払いします。(お支払いには所定の条件があります。)  
※特約共済掛金：1,390円(一時払)(令和8年4月時点)

## 季節農業用自動車保障特約

### 季節農業用自動車をまとめて保障!

特定の時期に稼働する農業用自動車を保障します。



(田植機・刈脱穀作業車・農業用薬剤散布車・移植機・収穫機・摘採機等)での事故により法律上の損害賠償責任を負った場合や、自損事故により死傷した場合に、共済金をお支払いします。)

※対象となる農業用自動車についてはJAにお問い合わせください。

※特約共済掛金例：3,880円(一時払)(令和8年4月時点)

対人賠償無制限、対物賠償無制限(免責0万円、対物超過修理費用保障あり)

## 家族原動機付自転車賠償損害特約



記名被共済者やその家族が所有する原付や借りた原付を運転し、事故を起こした場合、

- ・対人賠償事故(自損事故特則含む)
  - ・対物賠償事故・対物超過修理費用保障
- に対して共済金を支払います。

## 車両間衝突免責金額ゼロ特約



相手自動車※との衝突・接触によって損害を受けた時、**車両共済金の免責金額**を差引かない特約です。

※相手自動車の登録番号等および運転者の氏名・住所が確認された場合に限りです。

## 地震等車両全損時給付特約

地震・噴火またはこれらによる津波によって、お車が全損※1となった場合に、50万円※2をお支払いします。



※1 地震等車両全損時給付特約における全損とは、ご契約のお車が運転者席の座面を超える浸水を被った場合等、共済約款において定めた状態となった場合をいいます。

※2 車両保障の共済金額が50万円未満の場合には、車両保障の共済金額と同額とします。

## 日常生活賠償責任特約



住宅※1の管理上の不備や欠陥によって生じた事故または買い物や旅行などの日常生活※2で生じた事故により、他人を死亡させたり、負傷させたり、他人の財物に損害を与えたり、あるいは誤って線路に立ち入ったことなどにより、電車などを運行不能にしたりしたため法律上の損害賠償責任を負った場合に、共済金をお支払いします。

※1 被共済者の居住の用に供される住宅用建物をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅用建物を含まず。また、住宅用建物には同一敷地内に所在する動産・不動産を含まず。

※2 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

※ 特約共済掛金：1,890円(一時払)(令和8年4月時点)

NEW

## 日常生活事故弁護士費用保障特約



日常生活事故(自動車事故を除く)で相手方との損害賠償請求の交渉を弁護士に委任する際に必要となる弁護士費用等を保障します。

※弁護士費用等について300万円、法律相談費用について10万円を限度にお支払いします。(お支払いには所定の条件があります。)

※特約共済掛金：1,000円(一時払)(令和8年4月時点)

## 運転者一定年齢限定保障特約



運転される方の年齢によりご契約条件を選択できます。運転される方のうち最も若い方のご年齢にあわせてお選びください。

- 年齢を問わず保障
- 21歳以上限定保障
- 26歳以上限定保障
- 35歳以上限定保障

← 高い 共済掛金 安い →

※原則、限定保障する年齢条件が高いほど共済掛金はお安くなります。

設定された年齢未満の方が運転しているときに生じた事故については、共済金をお支払いできません。

ただし、記名被共済者またはその配偶者の同居の家族以外の方が運転した場合は年齢条件を適用しません。

## 長期優良契約割引

継続契約の等級が20等級などの所定の条件を満たす場合、長期優良契約割引適用期間※に応じて共済掛金が割引に!



共済掛金

▶ 2~6%割引



※共済期間の始期が平成29年10月以降の契約から管理する長期優良契約割引が継続して適用された期間(年数)をいいます。

## 運転者家族限定特約

運転される方をご家族に限定することで共済掛金をお安く設定できます。

※ご家族以外の方が運転しているときに生じた事故については共済金をお支払いできません。

共済掛金 5%割引

## 自動継続割引

自動継続特約を付加するなどの所定の条件を満たす場合に適用します。

(条件：共済期間が12か月であること(特別割増・割引契約以外)など)

共済掛金 2%割引

JA共済 おすすめ

## 自賠責共済セト割引

JAの自賠責共済と自動車共済をセトでご加入いただくと、自動車共済の対人賠償の共済掛金が7%割引がかかります。

JAの自賠責共済

セトでご加入で

自動車共済の対人賠償の共済掛金

7%割引



※申し込もうとする対人賠償自動車共済契約の責任の始期日を共済期間に含む自賠責共済が締結されていることなど所定の条件があります。

JA共済 オリジナル

## 農業用貨物車割引



共済掛金

▶ 10%割引

正組合員(個人)、もしくはその同居の親族がご契約される、農業用として使用する自家用軽貨物自動車、自家用小型貨物自動車などに対して共済掛金が10%割引がかかります。

## 福祉自動車割引

お車が福祉自動車の場合

共済掛金 3%割引

※福祉自動車とは、消費税法に基づき、厚生省告示130号に規定された消費税が非課税となる自動車に所定の条件を満たす自動車をいいます。

## ゴールド免許用掛金

ゴールド免許の場合

共済掛金 12.5%割引



## 割増・割引等級制度

無事故をつづけると

共済掛金 最高 63%割引

## 新車割引

共済期間の初日時点においてお車が初度登録後49か月以内の場合で、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽乗用車の場合

車種	割引率	車種	割引率
自家用普通乗用車	5%	自家用軽乗用車	3%
自家用小型乗用車			

共済掛金 最高 5%割引

## ASV 割引

AEB装備車なら 共済掛金 9%割引

※ご契約の自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽乗用車がAEB装備車の場合は、共済掛金が9%割引がかかります。

※ご契約の始期日が、対象となるお車の型式が発売された年度に3を加算した年(暦年)の12月末までの期間にあるなどの所定の条件があります。

JA共済 オリジナル

## 農業用安全自動車割引

安全性の高い農業用自動車なら 共済掛金 9%割引

※ご契約のお車が、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構が行う安全性検査に合格した農業用自動車(乗用トラクター、田植機、自脱型コンバインなど)の場合は、共済掛金が9%割引がかかります。

※国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構が行う安全性検査合格の公表年月に応じて割引の適用開始時期が異なるなどの所定の条件があります。